相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区大字白鍬一〇四番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横山　定雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一エイペックスタワー浦和中央館一〇七号室　相続財産管理人　弁護士　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目三一四番地、最後の住所埼玉県川口市柳崎三丁目一〇番三三―二〇二号ライオンズマンション東浦和第三　被相続人　亡　榎本　紀佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三―五〇ＶＩＰロイヤル氷川台三〇一号室横山佳純法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横山　佳純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市高谷二丁目一三番、最後の住所千葉県市川市高谷二丁目一三番一六号　被相続人　亡　佐藤　詮秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市中山四丁目三九七番地、最後の住所千葉県市川市中山四丁目一二番一二号　被相続人　亡　石井　守之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所千葉県船橋市前原東一―五―四アソルティ津田沼三階　徳永法律事務所　相続財産管理人　弁護士　徳永　幸生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宮坂二丁目二一四〇番地、最後の住所東京都世田谷区宮坂二丁目二一番三号　被相続人　亡　佐藤　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市長井五丁目四四八五番地、最後の住所神奈川県横須賀市長井六丁目二一番七号サニーヒル　被相続人　亡　岸　ノブ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

神奈川県横須賀市浦賀丘二丁目二五番四号　相続財産管理人　司法書士　後藤　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡泰阜村四六八〇番地、最後の住所長野県下伊那郡泰阜村四六三七番地二　被相続人　亡　福沢　勝光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

長野県松本市北深志二丁目三番五号高野尾法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高野尾三穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区根津二丁目一〇番地、最後の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城四九七七番地五　被相続人　亡　安藤　泰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所長野県松本市沢村三丁目一番五号二階　相続財産管理人　長瀬　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市長住町八丁目二四番地、最後の住所岐阜県岐阜市長住町八丁目二四番地　被相続人　亡　原　二三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所岐阜市七軒町二五番地苅谷ビル二階　堀部俊治法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岩田　尚之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県裾野市千福が丘二丁目八番一九号、最後の住所静岡県裾野市桃園一七四番地の一コーポ大石一〇一　被相続人　亡　中島　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

静岡県伊豆の国市南條一五九三番地　小川ビル三〇三号　相続財産管理人　弁護士　尾沢　勇紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市和歌浦西二丁目一三一一番地、最後の住所和歌山県和歌山市和歌浦中三丁目四番八号　被相続人　亡　濵口　阪代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

和歌山市板屋町二二番地和歌山中央通りビル四〇三号　相続財産管理人　弁護士　尾野　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県和気郡和気町日笠下一五二二番地、最後の住所岡山県和気郡和気町日笠下一三四五番地　被相続人　亡　末廣　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所岡山市北区天神町六番四七号　相続財産管理人　司法書士　岡﨑　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市高城町有水二七九番地、最後の住所広島県府中市広谷町八二八番地三　被相続人　亡　河野　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

事務所広島県福山市多治米町一丁目一一番五号　司法書士法人彩りサポート　相続財産管理人　司法書士　塩飽　一世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市伊尾木二四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　本田　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十日

高知県安芸市日ノ出町七番二号　相続財産管理人　本田　修二